

平成 29 年定例会 2 月定期議会 産業建設常任委員会調査報告書

- 委員会報告（12 月 1 日）…………… -3-
1. 平成 28 年定例会 12 月定期議会中の調査事項について
- 委員会報告（12 月 6 日）…………… -4-
- 所管事務調査 1. 農業委員会新体制に改善を求める意見書（案）の提出について
2. 指定管理者の指定について
3. 12 月定期議会補正予算について（産業経済部）
4. 意見交換会に係る市民意見に対する内容調査
- 委員会報告（12 月 7 日）…………… -10-
- 所管事務調査 1. 12 月定期議会補正予算について（建設部）
2. 豊里花の公園の都市計画変更について
3. 意見交換会に係る市民意見に対する内容調査
4. 指定管理者の指定について
5. 陳情書の取扱いについて
6. 意見交換会に係る市民意見に対する回答について
- 委員会報告（12 月 8 日）…………… -17-
- 所管事務調査 1. 陳情書の取扱いについて
2. 委員会報告書について
- 委員会報告（1 月 13 日）…………… -18-
- 所管事務調査 1. 平成 29 年度産業建設常任委員会活動方針について
- 委員会報告（1 月 24 日）…………… -19-
- 所管事務調査 1. 登米市迫にぎわいセンターの管理運営について
2. （株）東北創造ステーションの不適正事案に係る市の対応について
3. 意見交換会に係る市民意見に対する内容調査
4. 陳情書等の取扱いについて

平成 29 年 3 月 8 日
産業建設常任委員会

産業建設常任委員会報告書（要点記録）

1. 期 間：平成 28 年 12 月 1 日（木） 午後 4 時 29 分～午後 4 時 48 分
2. 場 所：迫庁舎 第 3 委員会室
3. 事 件
(1) 平成 28 年定例会 12 月定期議会中の調査事項について
4. 参 加 者：委 員 長 中澤 宏、副委員長 佐々木幸一、
委 員 工藤淳子、浅田 修、田口久義、及川長太郎、二階堂一男、
岩淵正宏
(議会事務局) 主査 庄司美香
5. 概 要：以下のとおり

(1) 平成 28 年定例会 12 月定期議会中の調査事項について

12 月定期議会中の所管事務調査については、下記のとおり決定した。

12 月 6 日（火）

【所管事務調査】

- <農業委員会> ・ 農業委員会新体制に改善を求める意見書（案）の提出について
- <産業経済部> ・ 指定管理者の選定について
・ 12 月定期議会補正予算について
・ 意見交換会に係る市民意見に対する内容調査

12 月 7 日（水）

【所管事務調査】

- <建 設 部> ・ 12 月定期議会補正予算について
・ 豊里花の公園の都市計画変更について
・ 意見交換会に係る市民意見に対する内容調査
- ・ 陳情書（最低賃金の改善と中小企業支援の拡充を求める政府に対する意見書採択を求める陳情書の提出について）
・ 意見交換会に係る市民意見に対する回答について
・ 委員会報告書について

産業建設常任委員会報告書（要点記録）

1. 期 間：平成 28 年 12 月 6 日（火） 午前 10 時 02 分～午後 4 時 07 分
2. 場 所：迫庁舎 第 3 委員会室
3. 事 件
 <農業委員会>
 （1）農業委員会新体制に改善を求める意見書（案）の提出について
 <産業経済部>
 （2）指定管理者の指定について
 （3）12 月定期議会補正予算について
 （4）意見交換会に係る市民意見に対する内容調査
4. 参 加 者：委 員 長 中澤 宏、副委員長 佐々木幸一、
 委 員 工藤淳子、浅田 修、田口久義、及川長太郎、二階堂一男、
 岩淵正宏
 （農業委員会）事務局長 菅原貞治、 事務局次長 佐藤真吾
 （産業経済部）産業経済部長 千葉雅弘、 産業経済部次長 丸山仁
 産業経済部次長兼農産園芸畜産課長 高橋一紀
 産業政策課長 平山法之、 工業振興課長 伊藤秀樹
 商業観光課長 遠藤亨、
 産業政策課副参事兼課長補佐 千葉昌弘
 （議会事務局）主査 庄司美香
5. 概 要：（別紙のとおり）
6. 所 見：（別紙のとおり）

(別紙)

(1) 農業委員会新体制に改善を求める意見書(案)の提出について

○概要

これまでの所管事務調査及び農業委員との意見交換を踏まえ、改正により生じる課題について整理を行い、委員会として意見書を提出することとした。

ポイントとしては下記5点。

1. 農業委員会交付金の増額について

国で示す農地利用最適化推進委員配置条件に当てはめた場合、本市で配置すべき人数は現行の農業委員定数「48人」を大幅に上回る。

国の方針では、農業委員及び推進委員の報酬引き上げを検討し、なおかつ推進委員の報酬を農業委員と同額あるいは推進委員の方が高くなるよう示しているが、農業委員会交付金算定基準は見直されていない。全体人数を増やす一方、予算措置がなされないという現状は、単に一般財源負担を増大させるということである。

農業委員に責任ある判断を求める改正であることを考慮すれば、交付金算定基準も見直しが行われるべきであると考えます。

2. 農地利用最適化交付金事業実施要綱の見直しについて

農業委員報酬の内訳として、①基礎的報酬、②活動実績割、③成果実績割がある。このうち、農地利用最適化交付金を全額充当し支払うこととする上記②及び③については、①に対する上乘せ報酬である。この支給について条例で定める必要があるが、支給額を明確に示すことができないため、地方自治法第203条の2第4項の規定に反しており、条例を定めることができない。

また、これまで利用状況調査や利用意向調査に対し謝金などを支払ってきたが、農地利用最適化交付金は用途制限のほか、支払額に上限がある。上限額があるということは、活発な活動を行ってもそれに必要な報酬が支給できないということである。

農地利用最適化交付金事業実施要綱を見直し、実態に即した柔軟性ある支払いが可能となるよう求めるべきであると考えます。

3. 農業委員と推進委員の業務の明確化について

農地等の利用の最適化推進に関する事項が法令業務とされたものの、農業委員と推進委員の業務が重複し、活動範囲があいまいになっているため、全国的に新体制に移行した自治体では混乱が生じている。

本市では独自に業務区分を明確化したが、本来は国において役割を明確に示すべきであると考えます。

4. 農業委員の任命について

農業委員選出方法が、市町村長が議会の同意を得て任命する方法に改められ、「地域から」の選出という考え方は認められないこととなった。

しかし、地域に偏りが生じた場合、農業委員不在が生じた地域では混乱が生じることは明白である。委員選出の際は地域推薦を認め、意欲の高い方を優先するなど、各自治

体の状況に沿った運用が可能となる内容に改めるべきと考える。

5. 農地利用最適化推進委員設置要件である集積率について

農地利用最適化推進委員は、遊休農地率 1.0%以上または農地集積率 70%未満の市町村で委嘱すると定められた。本市は遊休農地率が 0.4%だが、農地集積率は、人・農地プランの中心経営体や中間管理事業の受け手等が含まれないため、58.6%（農業委員会データ）であり、委嘱該当自治体である。

業務区分を明確化しても、農業委員・推進委員ともに必要な知識や把握内容は同じであることから、その選出方法等に差を設けず、農業委員のみの任命が望ましい。

また、中山間地域を抱える本市としては集積が進まず、国から農業委員会が機能していない地域として誤った判断を持たれるとも限らない。

集積率を考える上では、農地集積には様々な形態があり、自治体それぞれの事情もあるという点を考慮されるべきと考える。

○所見

過日、農業委員会の委員等の定数を定める条例（案）を示され、報酬額や業務の明確化を盛り込んだ内容は評価すべきものであると考えている。

しかし、今後の運用について考えた場合、国の通達によるその制限内容には、実際の業務を行っていく上で支障をきたすと思われる点が存在していることは事実である。

本市の基幹産業である農業の振興をさらに推進すべく、より良い環境で農業委員活動ができるよう後押しするためにも、国に対し、改めるべきは改められるよう、強い姿勢をもって意見書を提出することとした。

(2) 指定管理者の指定について

○概要

施設名称	中田農産物直売所及び 中田農産物加工所	迫にぎわいセンター
募集の方法	公募	公募
指定の期間	H29. 4. 1～H34. 3. 31	H29. 4. 1～H34. 3. 31
団体の名称	協同組合産直なかだ愛菜館	佐沼大通り商店街協同組合
管理業務内容等	施設の利用許可、利用料金、施設及び設備の維持管理、施設運営等に関	組合員の取扱い副資材共同販売・商品の販売促進、センターの管理運

	する業務	営、組合員の事業経営及び技術の改善向上、事業知識普及のための教育及び情報の提供等
指定の理由	常に最新の情報を発信し、加工所を活用した地域特産品の商品開発を支援。地域産業の振興に寄与しており、サービス向上と利用者満足度の高い効率的な管理運営が期待できる。	主催イベントにおける拠点としての活用のほか、集会施設として各種団体等に利用されることも見込まれ、地域コミュニティ発展への寄与も期待できる。
以前の指定期間	H26. 4. 1～H29. 3. 31	H26. 4. 1～H29. 3. 31

施設名称	長沼フットピア公園	登米市道の駅三滝堂 地域活性化施設
募集の方法	公募	公募
指定の期間	H29. 4. 1～H32. 3. 31	H29. 4. 1～H32. 3. 31
団体の名称	長沼ふるさと物産株式会社	株式会社みやぎ東和開発公社
管理業務内容等	公園内物産販売施設の運営管理、農畜産物の加工販売、物産販売、飲食業等	農林水産畜産品生産・地域資源を活用した特産品の加工開発及び販売、物産館・売店・食堂・宿泊施設等の経営管理等
指定の理由	市内産食材を使用するイベントやサイクリング大会、キャンプ場での野外キャンプ料理コンテストなどの開催により利用者数増加に努めるとしているほか、公園内資源を有効に活かした施設利用の促進を図るなどの事業計画が、観光振興の更なる発展に期待できる。	既に指定管理者として道の駅を運営しており、市内外の道の駅や関係団体、生産者との連携体制や市内全域における巡回集荷システムが構築されており、利用者の利便性向上と地域振興につながる効果的な管理運営が期待できる。
以前の指定期間	—	—

○所 見

迫にぎわいセンターに関しては、その設置目的の特異性からも、引き続き調査を行う必要があると判断した。

(3) 12月定期議会補正予算について

○概要

<主なもの>

6款（農林水産費）1項（農業費）

■担い手確保・経営強化支援事業 … 88,980千円（全額県支出金）

売上高10%以上の拡大または経営コスト10%以上縮減を目標とする、意欲ある担い手に対し、金融機関からの融資を活用して農業用機械等を取得する場合の支援を行うもの。

法人は30,000千円、それ以外は15,000千円を上限額とし、①取得経費の1/2、②融資額、③取得経費から融資額を除いた額のうち最も低い額を補助する。

事業実施者は8経営体（人・農地プランに位置付けられた認定農業者、認定新規就農者等の中心経営体）で、要望額どおりの配分を受けることができた。

（単位：千円）

取得に要する経費	事業実施経営体負担額			
	融資額	融資額を除いた負担額		
			補助金	自己資金
187,818	92,650	95,168	88,980	6,188

6款（農林水産費）2項（林業費）

■森林認証取得支援事業補助金 … 1,215千円（一般財源）

近日中に、「森林管理協議会」（F S C）の森林認証を受ける予定であるが、認証材の産地として生産体制の整備を進める上で、市内企業がその加工・流通過程で認証材以外の材が混入されていないことを認証機関によって確認される、C O C認証が必要である。

この認証費用は一事業所当たり486千円であり、この1/2を補助するもの。対象事業所は5社である。

7款（商工費）2項（観光費）

■交流施設改修事業 … 10,124千円

（合併特例債9,500千円、一般財源624千円）

集会施設である「平筒沼ふれあい公園管理棟」及び「及甚と源氏ボタル交流館」の2施設を簡易宿所として改修するにあたり、当該工事に係る実施設計等業務を行う。

いずれも建築基準法にある条件を満たすため、防火区間（間仕切壁）の設置等をするほか、平筒沼ふれあい公園管理棟においては、約100㎡の浴室施設を増築する。

○所 見

森林認証については取得予定であるが、新国立競技場の建設用材として市内産材の供給を目指し、市内製材所のCOC認証取得に向け、急がなければならない。今後は、認証材が確実に使用されるよう要望活動を行うべきと考える。

「平筒沼ふれあい公園管理棟」及び「及甚と源氏ポタル交流館」は、簡易宿所として改修することにより、市民の交流はもちろんのこと、五感体感できる体験型メニューを企画するなどし、観光客を含めた交流人口の拡大を図られたい。第二次登米市総合計画における重点戦略、交流人口増達成に向け、両施設に強く期待するところである。

(4) 意見交換会に係る市民意見に対する内容調査

○概 要

本年7月14日実施した意見交換会において、登米町羽沢地区から東北石材工業株式会社に係る砕石許可の件で調査要望があり、これについて調査を行った。

採石法では、第33条において採石業者が岩石の採取を行おうとするときは県の認可を受けなければならないこと。また、同法33条の6では、認可申請を受けた県は、関係市町村の意見を聞かなければならないことが規定されている。

本市では工業振興課が窓口となり、各関係課に意見聴取を行い、それをとりまとめた上で県に対して意見報告を行っており、手続き的には何ら問題がないことがわかった。

また、合併以前には登米町、羽沢地区、東北石材工業の三者間で協定書を結んだ事実があるとわかったことから、その協定内容を確認する必要があると判断し、継続調査を実施することとした。

産業建設常任委員会報告書（要点記録）

1. 期 間：平成 28 年 12 月 7 日（水） 午前 10 時 01 分～午後 2 時 25 分
2. 場 所：迫庁舎 第 3 委員会室
3. 事 件
＜建設部＞
 - （1）12 月定期議会補正予算について
 - （2）豊里花の公園の都市計画変更について
 - （3）意見交換会に係る市民意見に対する内容調査＜産業経済部＞
 - （4）指定管理者の指定について
 - （5）陳情書の取扱いについて
 - （6）意見交換会に係る市民意見に対する回答について
4. 参 加 者：副委員長 佐々木幸一、
委 員 工藤淳子、浅田 修、田口久義、及川長太郎、二階堂一男、
岩淵正宏
（建 設 部）建設部長 中津川源正、
建設部次長兼住宅都市整備課長 首藤正敏、
土木管理課長 菅原和夫、 営繕課長 小野寺友生
住宅都市整備課まちづくり専門監 小林和仁
下水道課長 細川宏伸、 道路課長 伊藤勝
道路課用地専門監 渡邊寿昭
土木管理課副参事兼課長補佐 小野寺憲司
（産業経済部）産業経済部長 千葉雅弘、 産業経済部次長 丸山仁
産業経済部次長兼農産園芸畜産課長 高橋一紀
産業政策課長 平山法之、 工業振興課長 伊藤秀樹
商業観光課長 遠藤亨、
産業政策課副参事兼課長補佐 千葉昌弘、
商業振興課商業振興係主幹兼係長 高橋正晴
（議会事務局）主査 庄司美香
5. 概 要：（別紙のとおり）
6. 所 見：（別紙のとおり）

(別紙)

(1) 12月定期議会補正予算について<建設部>

○概要

社会資本整備総合交付金については、ソフト事業に対しては高い交付率であるものの、いざ整備となるとなかなか予算配分がされない傾向にあり、その交付額決定に伴い、減額補正が多数ある。

農山漁村地域整備交付金及び循環型社会形成推進交付金についても、決して高い交付率とはなっていない。

<主なもの>

【一般会計】

8款(土木費) 2項(道路橋りょう費)

■道路維持補修費 … △57,600千円

社会資本整備総合交付金額の確定により、御岳堂山吉田線等の舗装補修事業費を減額する。

8款(土木費) 4項(都市計画費)

■景観形成費 … △11,588千円

社会資本整備総合交付金額の確定により、登米町寺池地区小公園整備工事費を5,588千円。街なみ景観整備事業の確定に伴い、6,000千円を減額する。

8款(土木費) 6項(住宅費)

■住宅管理費 … △7,804千円

市営住宅の雨漏り及び退去後の修繕により予算不足(3,377千円)が生じたが、米山西野第一住宅における屋根防水工事設計管理業務委託料の確定、これに伴う社会資本整備総合交付金額の確定等により減額する。

【下水道事業特別会計】

2款(事業費) 1項(下水道施設整備費)

■公共下水道施設整備費

◇公共下水道大東地区雨水対策事業に要する経費 … 13,200千円

佐沼大東地区において発生する、豪雨時の住宅浸水被害や道路冠水の解消を図るため、現在不十分である排水機能について、対策事業の見直しに当たり、雨水排水基本設計業務及び排水路現況調査業務を行うため、補正する。



(単位：千円)

項目	事業対象面積	事業費	年度別内訳	
			平成 28 年度 (今回補正額)	平成 29 年度 (債務負担行為限度額)
1. 雨水排水 基本設計業務	設計対象面積 96ha	21,000	8,400	12,600
2. 排水路 現況調査業務	調査対象面積 40ha	12,000	4,800	7,200
計		33,000	13,200	19,800

○所 見

社会資本整備総合交付金額については、要望額より減額されている事業が多い。生活に不便や支障が生じないように、事業の早期実施が図られることを望むものである。

いずれの事業も、その必要性があり計画しているものであることから、国への予算要望活動を強められたい。

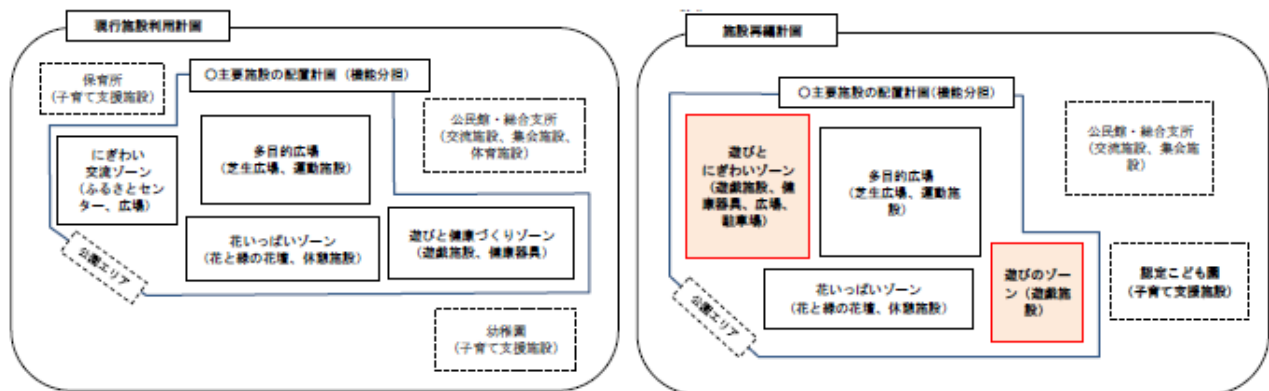
(2) 豊里花の公園の都市計画変更について

○概 要

現在の豊里花の公園の一部を都市公園廃止区域とし、平成 31 年 4 月開園予定の認定こども園を整備すると同時に、現在の豊里保育所敷地を新たに都市公園区域に編入する。併せて、豊里総合支所の完成に伴い、利用者が減少したふるさとセンターを閉鎖し、老朽化した遊戯・運動・健康施設の配置変更を行う。

これにより、認定こども園や公民館など施設相互の利活用を促し、公園利用者の利便性を高め、利用者の増加を図る。

平成 29 年 1 月下旬に地元説明会を開催し、一部廃止区域の既設施設撤去には平成 30 年 1 月以降、ふるさとセンターの解体には平成 31 年 10 月以降着手する予定である。



○所見

豊里認定こども園整備のために、都市公園区域を変更し、豊里保育所及びふるさとセンターを閉鎖することになった。

公民館・花の公園多目的広場と、新たに整備する認定こども園・遊びのゾーン・遊びとにぎわいゾーンが相乗効果を挙げることができる、魅力ある都市公園を形成されるよう期待する。

(3) 意見交換会に係る市民意見に対する内容調査<建設部>

○概要

7月開催した意見交換会において出された、国県道の整備に関する要望について、現状を調査した。

いずれも予算配分による影響で整備が進まない状況にあるとわかったことから、それぞれに対する回答内容をまとめ、政策企画調整会議に報告することとした。

(4) 指定管理者の指定について<産業経済部>

○概要

昨日の委員会で継続調査することとした、迫にぎわいセンターの現状等について詳細を調査した。

設置目的	商店街の振興を図るとともに、地域産業の新たな経済環境への適応を図ることにより、地域経済の健全な発展に資する。 (登米市迫にぎわいセンター条例第1条)
沿革	平成9年、徳陽シティ銀行が経営破たん。 旧迫町においてその跡地を購入し、平成14年4月開所。
管理者	平成14年4月～平成23年3月：佐沼まちづくり株式会社 (当該法人解散に伴い、指定管理者公募) 平成23年7月～平成26年3月：佐沼大通り商店街協同組合 平成26年4月～平成29年3月：佐沼大通り商店街協同組合
職員体制	常勤1名、パート職員2名
主催事業	豊年かかし祭り
共催事業	佐沼の夏祭り、どんと祭等
利用実績	平成27年 … 1,519件、9,169人 (事務室、研修室1、研修室2、和室、施設設備合計)
定期的利用者	(毎日) インターネット利用者 (週3回) 英会話教室 (週1回) 日本国際高等学院、カラオケ同好会、舞踊愛好会【3団体】 ヨガ教室【3団体】、エクササイズ、編み物教室 (月2回) フラダンス、パッチワーククラブ、パソコン教室、詩吟同好会、書道愛好会、ホットサロンとめ、多重債務者無料相談 (年12回) 大通り商店街協同組合
その他利用	会社の社員セミナー・研修、商談会、面接会等

○所見

当該施設は、商店街の振興・地域経済の健全な発展を目的とした市内唯一の施設であり、開所以来、商店街活性化のため地域の皆さんが一生懸命尽力されてきたことに対しては理解するものである。

しかし、現状は集会施設や生涯学習施設としての利用傾向が多くなっている。

市内各地域においては、公民館が指定管理になり、集会所は管理委託化、無償貸し付け、無償譲渡という形がとられており、その整合性に疑問が残る。

商業振興、商店街振興がどうあるべきものなのか。また、商店街発展のために今後どうすべきか。施設管理も含め一度見直し、新たなスタートを切る時期ではないかと考える。

(5) 陳情書の取扱いについて

○概 要

宮城県春闘共闘会議から提出のあった「最低賃金の改善と中小企業支援の拡充を求める政府に対する意見書採択を求める陳情書」の取扱いについて、協議を行った。

平成 28 年度地域別最低賃金時間額答申状況によると、宮城県は昨年度の 726 円から 3%・22 円が引き上げられ、748 円となった。

しかし、全国加重平均額は 823 円であり、75 円の開きがある。

ワーキング・プアをなくすことが必要であると同時に、その実現のためには賃金を支払う側である中小企業に対する支援拡充が必須であることから、当該意見書について提出することとする。

(6) 意見交換会に係る市民意見に対する回答について

○概 要

本委員会において調査、検討することとしていた下記市民意見等に対する回答について、現時点で政策企画調整会議に報告する内容のまとめを行った。

◆質問内容
◇委員会としての回答
◆農業で規模拡大を言うが、増えたのは機械と面積と借金で、所得が増えていない。消費税率引き上げ反対を求める意見書の提出をしてほしい。
◇国の動向を見ながら検討してまいります。
◆県道古川登米線の、森ノ腰～登米間の改良工事が遅れている。急いでもらいたい
◇道路を管理する宮城県に確認したところ、「県道古川登米線については、約 1.8 km が未改良となっており、平成 24 年度から米山町善王寺地区において延長約 900m 区間の道路改良事業を行っています。本年度は用地買収が完了した一部区間約 150m の改良工事を行う予定であり、善王寺地区の完成は本年度と同様の事業費で推移すれば、平成 32 年度から平成 33 年度になる見込みとしています。また、平成 28 年 4 月に地域から要望のあった森ノ腰地区の整備については、善王寺地区の整備完了のめどがついた時期に予算要望をしてまいります」ということでした。
市としては、当該クランク箇所が現在事業区間に採択されていないことから、通行の安全確保のためにも当該箇所の道路改良が必要であると認識されており、今後も県に対し強く要望していくとのことです。

◆震災後、国県道の整備が進まなくなったので、バックアップしてほしい。

◇国県道の整備について宮城県に確認したところ、「国県道の整備にあたっては、ほとんどの事業が国からの補助を受けて実施しています。しかし、改築系に係る国からの予算配分が少なくなっているため、県としては現在取り組んでいる事業の完了を最優先に考え取り組んでいます。また、県の単独事業を充てるなど工夫をしながら危険箇所の解消に向けて取り組んでいます」とのことです。

市としては、国県道の整備促進については、あらゆる機会を捉え関係機関への要望活動を今後も行っていくとのことです。

◆錦織から嵯峨立までの県道 233 号の整備に、目配りをお願いしたい。

◇道路を管理する宮城県に確認したところ、「県道東和薄衣線の整備については、毎年予算を確保しながら事業の推進を図っています。しかし、当該工事箇所は急傾斜地での施行であることから時間を要しており、現在においても平成 26・27 年度の繰越工事を行っているところです。また、本年度の工事を発注したところ入札不調になるなど、計画どおり事業が進んでいない状況にあります。県としても一日も早い狭隘箇所の解消に向け取り組んでまいります。」とのことです。

市としては、通行の安全を確保するうえで当該箇所の整備が必要であると認識されているので、機会を捉え県に要望していくとのことです。

◆町内会（羽沢地区）で碎石の事が問題となっている。東北石材会社が、26 年 2 月 26 日から 30 年 2 月 23 日までの契約をしている。それには、市は「何ら意義はありません」という意見をつけている。町内会では、平成 5 年から粉じん、道路の汚れ、ダンプの往来の問題などがあり、市の考えに不信感を持っている。議会として調べてほしい。

◇現在、委員会で調査中です。

産業建設常任委員会報告書（要点記録）

1. 期 間：平成 28 年 12 月 8 日（木） 午後 3 時 38 分～午後 4 時 01 分
2. 場 所：迫庁舎 第 1 委員会室
3. 事 件
 - (1) 陳情書の取扱いについて
 - (2) 委員会報告書について
4. 参 加 者：委 員 長 中澤 宏、副委員長 佐々木幸一、
委 員 工藤淳子、浅田 修、田口久義、及川長太郎、二階堂一男、
岩淵正宏
(議会事務局) 主査 庄司美香
5. 概 要：以下のとおり

(1) 陳情書の取扱いについて

○概 要

先の委員会において、本会議へ提出することとした意見書について、文言の修正等を行った。

意見書名を『最低賃金の改善と中小企業支援の拡充を求める意見書』とし、次の 3 点について、内閣総理大臣、厚生労働大臣及び経済産業大臣宛てに提出する案をまとめた。

1. 政府は、ワーキング・プアをなくすため、ゆとりある生活が可能な最低賃金とするよう、賃金引上げを行うこと。
2. 政府は、全国一律最低賃金制度の確立等、地域間格差を縮小させるための施策を進めること。
3. 政府は、中小企業への支援策を拡充すること。また、中小企業負担を軽減するための直接支援として、中小企業とそこで働く労働者の社会保険料負担の引き下げを実現すること。

(2) 委員会報告書について

○概 要

平成 28 年 9 月 1 日以降行った、所管事務調査並びに現地調査に係る委員会報告書の内容について、確認を行った。

産業建設常任委員会報告書（要点記録）

1. 期 間 平成 29 年 1 月 13 日(金) 午前 10 時 13 分～午前 10 時 49 分
2. 場 所 登米市役所迫庁舎 第 3 委員会室
3. 事件および目的
(1) 平成 29 年産業建設常任委員会活動方針について
4. 参加者 委員長 中澤 宏、副委員長 佐々木幸一、
委員 工藤淳子、浅田 修、田口久義、及川長太郎、二階堂一男、
岩淵正宏
(事務局) 主 査 庄司美香
5. 概 要 以下のとおり

(1) 平成 29 年産業建設常任委員会活動方針について

平成 29 年、在任期間における活動は、下記項目を中心に、できる限り 2 月定期議会中に終了させることとする。

【産業経済部】

- ・(株)東北創造ステーションの不適正事案に係る市の対応
- ・登米市道の駅三滝堂地域活性化施設の整備状況
- ・(仮称)長沼第二工業団地の完成状況

【建設部】

- ・中津山地区整備事業の進捗状況
- ・市内主要道路の整備状況

【農業委員会】

- ・農業委員及び農地最適化利用推進員の応募状況

【その他】

- ・意見交換会に係る市民意見に対する内容調査

産業建設常任委員会報告書（要点記録）

1. 期 間：平成 29 年 1 月 24 日（火） 午前 10 時 00 分～午後 0 時 10 分
2. 場 所：迫庁舎 第 1 委員会室
3. 事 件
 - （1）登米市迫にぎわいセンターの管理運営について
 - （2）（株）東北創造ステーションの不適正事案に係る市の対応について
 - （3）意見交換会に係る市民意見に対する内容調査
 - （4）陳情書等の取扱いについて
4. 参 加 者：委 員 長 中澤 宏、副委員長 佐々木幸一、
委 員 工藤淳子、浅田 修、田口久義、及川長太郎、二階堂一男、
岩淵正宏
（産業経済部）産業経済部長 千葉雅弘、 産業経済部次長 丸山仁
産業政策課長 平山法之、 工業振興課長 伊藤秀樹
商業観光課長 遠藤亨、
産業政策課副参事兼課長補佐 千葉昌弘、
商業観光課商業振興係主幹兼係長 高橋正晴
（議会事務局）主査 庄司美香
5. 概 要：（別紙のとおり）
6. 所 見：（別紙のとおり）

(別紙)

(1) 登米市迫にぎわいセンターの管理運営について

○概要

平成 28 年定例会 12 月定期議会において否決された、当該センターの平成 29 年 4 月 1 日以降の運営方針等について調査を行った。

■登米市迫にぎわいセンター条例			
全部改正（直営管理とすることに伴い、指定管理者による管理から、市においても管理を行うことができることとする。）			
■業務			
各種団体等の利用促進		サークル団体、商業団体、地域行政区	
商店街組合等の支援		佐沼大通り商店街協同組合の活動拠点	
商店街の活性化及び地域交流の促進		商店街イベント、得する街のゼミナール「まちゼミ」、にぎわい市の開催、人材育成の支援	
■管理			
開館時間		9：00～22：00	
休館日		12月29日～1月3日（公民館同様）	
職員体制		臨時職員1名、パート職員2名、管理人(夜間の鍵管理)1名	
■予算			
予算内訳	金額 (千円)	【参考】指定 管理料積算	内容
賃金	2,677	2,576	臨時、パート職員賃金、社保料等
報償費	240	—	夜間の施錠、鍵保管業務
需用費	803	803	電気料、水道料、簡易修繕等
役務費	257	166	光回線、電話料金等、清掃用具手数料
委託料	148	148	警備、電気設備保安管理等
使用料及び賃借料	110	110	コピー機借上料
合計	4,235	3,803	

○所見

直営管理を行うと同時に、近い将来を見据え受け手の育成にも努めるとのことであるが、再度指定管理とする際には、あくまで設置目的に沿った商店街の拠点施設となることが必須である。

『商店街に係る発信はここから行う』と強く自負できるような情報発信を行うことも直営管理を行っていく上での目標の一つとし、未来の指定管理者に引き継がれたい。

(2) (株) 東北創造ステーションの不適正事案に係る市の対応について

○概 要

■緊急雇用創出事業補助金返還額 = 80,575,712 円

平成 23 年度及び 24 年度、株式会社東北創造ステーションに対し、緊急雇用創出事業委託料として 260,524,950 円が支払われた。

平成 26 年 11 月、当該委託先が破産手続を開始し、翌年 7 月には破産手続廃止決定がなされた。この間、市としてはコールセンター奨励金の交付決定取消および返還命令並びに緊急雇用創出事業委託料の返還命令を行うとともに、県に対する財政支援も要望してきた。

平成 27 年 11 月 6 日、厚生労働省から不適正額の調査結果が公表された後には、宮城県知事に対し、本市同様、同事業に取り組んでいた気仙沼市、美里町と連名で財政支援の要望書を提出したほか、県選出国會議員に対し、市町に返還を求めないよう要望書の提出なども行ってきた。

しかし、厚生労働省の方針は、本来返還すべき D I O ジャパン関連子会社の破産により返還が見込まれない状況であるため、国の要綱に基づき県が基金を造成し、県の補助要綱により実施主体である市町に給付されるという事業スキームに基づき、早期に市町から基金に返還されるべきであるとされ、宮城県としても、会計ルール上補助金を受領した関係市町に返還を求めるという考え方である。また、補助金の返還事案であることから財政支援も難しいとされた。

これを踏まえ、本市としては、厚生労働省及び県の考えのとおり、会計ルールに基づき、補助金の返還はやむを得ないものと判断した。

■債権放棄額 = 107,803,820 円

(内訳)

コールセンター奨励金 : 19,130,000 円

緊急雇用創出事業補助金 : 88,673,820 円

また、市はこれまで、(株)東北創造ステーションに対し緊急雇用創出事業委託料及びコールセンター奨励金について返還請求を行ってきた。

しかし、当該会社が登米市債権管理条例第 15 条第 1 項第 2 号に規定する、「破産法(平成 16 年法律第 75 号)第 253 条第 1 項その他の法令の規定により、債務者が当該債権につきその責任を免れたとき」に該当することから、債権放棄の処理を行う。

○所 見

平成 27 年 12 月 16 日、本市議会においても『緊急雇用創出事業回収不能債権の返還を自治体に求めないことを求める意見書』について採択し、厚生労働大臣及び宮城県知事へ提出し、当該補助金の不適正使用は本市の事務上の過失によるものではないことを強く訴えてきた。

本事業が、国・県の指導を受け、一体となって推進したものであるにも関わらず、通常スキームによる返還を求められることは、大変遺憾である。

確かに D I O 社はすでに破産しており、債権を回収することはできない状況であると同時に、国からは刑事告訴を控えるよう指示されていると言うが、特異な企業によるずさんな公金の取扱いと放漫経営をこのまま見逃すことは、断じて許されざることである。これが意図的に行われたものであれば、東日本大震災被災自治体を更なる危機に陥れる、大きな社会的事件であるとも言える。

刑事責任を問う必要はないのか。今後の国の動向を注視していきたい。

(3) 意見交換会に係る市民意見に対する内容調査

○概 要

昨年 12 月、継続して調査することとしていた、羽沢地区における砕石許可に関する市の対応に状況ついて、羽沢町内会と東北石材工業株式会、旧登米町で締結した「生活環境の保全に関する協定書」、本市が宮城県東部地方振興事務所宛てに提出した「採石法第 33 条の規定による採取計画の認可について（回答）」等をもとに、事実関係を調査した。

砕石許可に関し、県からの窓口を担当している工業振興課としては、その手続きに何ら問題はなく、市として意見を付して回答されていた。

よって、政策企画調整会議には、下記回答内容を報告することとした。

◇砕石の認可を行っているのは宮城県です。本市では、その認可にあたり事前に県と協議を行っていますが、その回答には意見を付しており、手続き的に問題はありません。

許可どおり履行されているかどうか確認をするのは、砕石を認可している県であることから、当事者である地域から、許可者である県に直接申し出をすべきと考えます。

(4) 陳情書等の取扱いについて

○概 要

①有害鳥獣（イノシシ）駆除対策に対する補助の増額及び広域連携の制度化を求める意見書採択を求める陳情書

⇒ 当該事案は、宮城県市議会議長において、これまで要望され続けている事項であり、県からはイノシシ及びニホンジカの捕獲促進、有害鳥獣捕獲担い手の確保支援事業の実施、特別交付税措置の拡充など、前向きな回答を得ている。

本市においても、平成 28 年春季定期総会から共同提案しているほか、平成 29 年春季定期総会においても提出が見込まれている内容であることから、配布にとどめることとした。

②中小企業・小規模企業振興に関する条例の制定の要望について

⇒ 県内 14 市にあっては、仙台市、塩竈市、白石市において条例が制定されており、東松島市及び栗原市においては平成 29 年 3 月議会で条例制定が予定されている状況である。

本市においては、昨年「商工観光振興計画」が策定され、その中で中小企業・小規模事業者の経営の安定化が謳われている。

昨年 10 月 28 日に行った、登米地域商工会連絡協議会並びに宮城県商工会連合会との商工振興懇談会を踏まえ、条例制定なしに商工会が望む環境を生み出すこと可能であるのか改めて調査することが必要と判断し、継続調査を実施することとした。